徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第６６号

第１　審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第２　諮問事案の概要

１　公文書公開請求

平成３０年６月１５日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成１３年徳島県条例第１号。以下「条例」という。）第６条第１項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「Ｈ３０．５月２３日付け（徳島新聞）記事に関する県が保有する資料及び協議（伺い）含む　環境首都課　ハマスナホリガニについての資料を要求。」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

２　実施機関の決定

平成３０年６月２９日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、「当該甲殻類が実施機関が所管する徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例（平成１８年徳島県条例第１８号。以下「保護継承条例」という。）に規定する指定希少野生生物に指定されていないことなどから、実施機関は、当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が不存在である」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

３　審査請求

平成３０年７年１０日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

４　諮問

令和５年１２月１９日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第３　審査請求人の主張要旨

１　審査請求の趣旨

枉法行為を確認

２　審査請求の理由

県は、あるべき書類（８０年ぶりの生物）を確認したと報道されているのにないとは可笑しい。

第４　実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

１　本件処分の理由

(1) 審査請求人は、本件請求に係る公文書公開請求書に、平成３０年５月２３日付けの徳島新聞に掲載された、大阪市の男性が平成２９年７月から同年１０月にかけて鳴門市、美波町など県内８カ所の海岸で甲殻類の「ハマスナホリガニ」の生息状況を調査した結果、同種が８０年ぶりに徳島市で確認された旨の新聞記事を添付している。

(2) 審査請求人が本件請求に係る公文書を保有していると考えている環境首都課(当時。弁明書作成時、グリーン社会推進課。）は、「生物多様性とくしま戦略」の推進や「徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例」に関することを所管しており、希少野生生物に関する情報に接することが多い所属であるが、仮に県内で希少野生生物が発見されたとしても、必ずしも直ちにその情報が寄せられるわけではない。

(3) (1)に記した発見については、甲殻類の「ハマスナホリガニ」が保護継承条例第９条第１項の規定に基づき知事が指定する「指定希少野生生物」ではないこともあり、本件請求の時点において、本件請求の対象となる公文書は、作成も取得もしていない。

以上により、条例第１２条第３項の規定に基づき本件処分を行ったものである。

第５　審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年　　月　　日	内　　容
令和５年１２月１９日	諮問
令和６年６月２４日 第２部会（第１２回）	審議
同　　年７月２２日 第２部会（第１３回）	審議

第６　審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

１　本件処分の妥当性について

審査請求人は、Ｈ３０．５月２３日付け徳島新聞記事（ハマスナホリガニ）に関する県が保有する資料及び協議（伺い）含むが存在する旨主張している。

実施機関は、当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が不存在であると主張しているため、以下、当該公文書の保有の有無について検討する。

2　本件公文書の保有の有無について

実施機関の弁明書によると、実施機関では、仮に県内で希少野生生物が発見されたとしても、必ずしも直ちにその情報が寄せられるわけではなく、また「ハマスナホリガニ」が保護継承条例第９条第１項の規定に基づき知事が指定する「指定希少野生生物」でないこともあり、本件請求時点において、本件請求の対象となる公文書は作成も取得もしていないとのことである。

指定希少野生生物の指定については、保護継承条例第９条第１項に、「知事は、希少野生生物のうち特に保護を図る必要があると認めるものを、指定希少野生生物として指定することができる」旨が定められており、実施機関では指定希少野生生物一覧を県ホームページで公表している。

当審査会において、本件請求当時、徳島県指定希少野生生物に「ハマスナホリガニ」が指定されていないことを確認した。

したがって、徳島県指定希少野生生物に指定されていないことから、本件請求に係る公文書が不存在であるとの実施機関の説明に不合理な点はない。

3　結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第１　審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第２部会委員名簿　（５０音順）

氏　　名	職　業　等	備　　考
綾野　　隆文	弁護士	
岩田　　晴美	四国大学生活科学部教授	
小田切　康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
桝本　　久実	税理士	